

令和2年3月

受講者各位

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会
取引士講習センター

宅地建物取引士の法定講習における新型コロナウイルス感染症への対応について

この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく、宅地建物取引士に対する講習の実施要領の一部を改正する告示がありました。

つきましては、同改正に基づき、下記のとおり宅地建物取引士の法定講習に関する対応を実施することになりましたのでお知らせします。

記

1. 受講者あてに講習実施日の2～3日前迄には到着するよう、教材、学習報告書の記入に関する注意事項【別添1】、学習報告書【別添2】、効果測定（確認テスト）、を送付いたします。（本書と同封）
2. 受講者は教材の理解度を測るため、教材の熟読後、効果測定（確認テスト）を実施し、学習報告書に署名等を行ってください。
3. 受講者は講習実施日に下記を受講会場に持参し、それと引き換えに新しい宅建士証の交付を受けてください。（当日は取引士証の受け渡しのみで講義はございません。）

- ・講習月日：令和2年4月8日（水）
- ・時間：午後1時30分～2時・午後2時～2時30分・午後2時30分～午後3時
（来所時間は○印で指定しています）
- ・場所：兵庫県宅建会館（神戸市中央区北長狭通5-5-26 TEL:078-361-2051）
- ・持参物：旧宅建士証、学習報告書、効果測定（確認テスト）、受講票、印鑑
（事前にこちらから印鑑漏れの連絡を差し上げていた方については、必ず印鑑をご持参ください。押印が無い場合、取引士証は交付できません。）

以上